

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

豊能町は、大阪府の北部、北大阪地域に属し、大阪都心部よりおよそ 30 km の距離に位置している。町域の約 7 割が山林に占められているものの、大都市近郊という立地を背景に、盆地状に広がる農地やその間に点在する集落と、開発により形成された市街地がうまく調和し、昔ながらの田園風景を残しつつ自然との共生を目指した都市として発展してきた。

人口においては、町制が発足した 1977 (昭和 52) 年前後から急激に増加し、ピークを迎えた 1995 (平成 7) 年の国勢調査では 26,613 人となったが、2018 (平成 30) 年 3 月末の住民基本台帳人口では 19,879 人となり、人口の減少が著しい傾向にある。また、年齢 3 区分別の人口推移をみると、高齢者人口が増加する中で、年少人口と生産年齢人口の減少が続く、同台帳では、年少人口 1,395 人、生産年齢人口 9,986 人、高齢者人口 8,498 人という 3 区分別人口となっており、高齢者人口が全体の 4 割以上を占めることから、少子高齢化が進行していることがわかる。

こうした人口構造の中、2014 (平成 26) 年の経済センサスによる本町の産業動向は、第 1 次産業から第 3 次産業の合計が 355 事業所、従業員総数が 2,386 人となっており、基幹産業として特色のある産業は見受けられないものの、第 3 次産業を中心に、それぞれの事業者が積極的な活動を展開している。

このような状況を受け、本町では、今後の目指すべき方向を定めるため、2016 (平成 28) 年 3 月に「若年層が選びやすい環境をつくる」「住みたくなる子育て環境をつくる」「地域の資源をしごととお金にかえる」「避けることができない未来にそなえる」を柱とする「豊能町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定した。本戦略は、地域住民・事業者・行政が協力し、それぞれの役割を認識しつつ、地域が一体となって取り組んでいくこととしており、地域の発展において、とりわけ重要な位置にある事業者への期待は大きい。生産年齢人口の減少や都市圏への人口集中により、人手不足・後継者不足という深刻な課題への対応策の一つとして、各事業者の生産性を抜本的に向上させることが必要である。そこで、豊能町では、中小企業等経営強化法第 49 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、下記の目標を実現することを目指す。

(2) 目標

豊能町は、産業の生産性の向上を短期間に実現するための措置が早急に取りられなければ、豊能町の産業の競争力が著しく低下するおそれがあることに鑑み、本導入促進計画の目標としては、中小企業等経営強化法に基づく税制支援措置の実績等を

考慮し、導入促進基本計画の計画期間内における先端設備等導入促進計画の認定数が計画期間（国が同意した日から5年間）において5件以上となることを目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

(1)を踏まえ、豊能町では、中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

豊能町の産業は、建設業・製造業・卸売業・小売業・サービス業と多岐にわたり、多様な業種・事業が豊能町の経済基盤を支えていることから、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等すべてとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

豊能町の産業は、開発により形成された市街地やその周辺地域、及び山間地等の広域に発展・立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は町内全域とする。

(2) 対象業種・事業

豊能町の産業は、建設業・製造業・卸売業・小売業・サービス業と多岐にわたり、多様な業種・事業が豊能町の経済基盤を支えていることから、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において、対象とする業種・事業は、全業種・全事業とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

導入促進基本計画の計画期間は、国が同意した日から5年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画等の計画期間は、3年間、4年間または5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

(1) 既存の雇用の安定を最優先とするため、人員削減を目的とした取り組みは、先端設備等導入計画の認定の対象としない。また、先端設備等の導入により、人員

の配置転換や業務内容の変更等の処遇変更を伴うもののうち、当該先端設備等により従業員の労働環境改善や心身への負担軽減につながることで、または、今後予想される人員不足や技術継承等の経営課題にあらかじめ対応するものであるなど、中長期的に見て雇用の安定に資すると認められるものについては認定の対象とする。

- (2) 健全な地域社会の発展に資するため、公序良俗に反する取り組みや反社会的勢力との関係が認められるなど、地域環境に特に配慮が必要なものについては、先端設備等導入計画の対象としない。
- (3) 町税滞納者及び町税未申告者（国民健康保険税を含む）に係る先端設備等導入計画は、特別の事情がある場合を除き、認定の対象としない。